

県産材製品の利用強化に関する協定締結要領

制定 令和6年4月1日 林産-40

第1 目的

本要領は、ウッドファーストあきた県内住宅販路強化事業（以下、「本事業」という）の実施によって、工務店グループ等が県内で新築される木造住宅の構造材等への県産材を積極的に利用することで、さらなる県産材製品の利用の定着を図ることを目的とする。

第2 対象

この要領が対象とする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年間20戸以上の新築木造住宅を建設する工務店のグループ
- (2) 年間20戸以上の新築木造住宅を建設する工務店等
- (3) 県産材利用率50%以上を目指す工務店等

第3 協定締結の要件

県は、別に定める「県と工務店グループ等の協定締結の要件について」（締結要領別表1）を満たす工務店グループ等と、県産材の利用に関する協定（以下「県との協定」という。）を締結できるものとする。

第4 申込み

県との協定を締結しようとする工務店グループ等は、知事に、県産材製品の利用に関する協定締結申込書（締結要領 様式第4号）を提出するものとする。

第5 協定締結

知事は、前項の申込書の提出があった場合、その内容が第3に掲げる条件に合致していると認められる場合には、県との協定（締結要領 様式第5号）を締結できるものとする。

第6 広報活動

県は、広報誌、県ホームページ、SNS への掲載等により、協定を締結した工務店グループ等を周知することができるものとする。

- 2 工務店グループ等は、自社のホームページ、広告等に、県との協定を締結した工務店等である旨を表示することができるものとする。

第7 取組状況の報告

県産材製品の利用に関する協定を締結した工務店グループ等又はチャレンジ工務店は、毎年度、翌年度の4月末日までに、県産材の利用に関する状況報告書（締結要領様式第6号）により、知事に報告しなければならない。

ただし、本事業に係る補助事業の実績報告によって、これに替えることができるものとする。

第8 協定の解除

知事は、協定を締結した工務店グループ等又はチャレンジ工務店が、各号のいずれかに該当した場合、県との協定を解除することができるものとする。

- (1) この要領で定める取組を行わないことが明らかになった場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) その他協定を締結する工務店グループ等として適当でなくなったと認められる場合。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 県と工務店グループ等又はチャレンジ工務店の協定締結の要件について

県と工務店グループ等又はチャレンジ工務店が協定を締結する際の要件は次のとおりとする。

項 目	要 件
1 工務店グループ等の組織	<p>秋田県内に主たる事務所を有する民間事業者及び事業者等が組織する団体であって、代表者が定められ、事務局が設置されていること。</p> <p>また、県産材を利用した住宅の建築に積極的に取り組もうとする団体等であること。</p>
2 工務店グループ等の構成員	<p>工務店グループ等の構成員は、秋田県内に主たる事務所を有する事業者で構成されていること。</p> <p>工務店グループ等へ加入する事業者はグループの代表に加入申込書（締結要領 様式第2号）を提出し、グループの代表者は加入許可書（締結要領 様式第3号）を発行すること。</p>
3 工務店グループ等の住宅着工戸数	<p>グループの構成員の過去3カ年平均または前年度の住宅着工戸数の合計が20戸以上であること。</p> <p>ただし、チャレンジ枠の事業実施主体はこの限りではない。</p>
4 構造材等への県産材製品の利用	<p>上記要領第2の（1）、（2）は、協定期間内（令和8年度末まで）において、構造材等への県産材製品の利用率を70%から5%以上向上させる計画であること。</p> <p>また、すでに75%を超える場合にあつては、低下させない計画であること。</p> <p>上記要領第2の（3）は、協定期間内（令和8年度末まで）において、構造材等への県産材製品の利用率を50%以上から段階的に向上させる計画であること。</p> <p>また、協定期間内に75%を超える場合は、工務店グループへの加盟等を検討すること。</p>
5 「秋田らしい木づかい」の取組	<p>県産材を利用したものであつて、次に例示する取組等</p> <p>例1) 住宅の性能や品質の確保に関する取組 主要構造材以外での JAS 認定製品、乾燥秋田スギ認証製品の利用。ただし、JAS 構造用合板の利用については除く。</p> <p>例2) 外装、内装（造作、建具）への利用</p>
6 炭素固定認定証の発行	<p>県が戸別に炭素固定量を認定、その結果を工務店グループ等が施主に対し炭素固定認定証（様式2</p>

5) として発行すること。